

# ③ 三鷹市コミュニティカルテとまちづくりプラン

## 1 三鷹市のコミュニティ行政

三鷹市は、昭和四十六年、全国の自治体に先駆けてコミュニティを行政計画に位置づけるコミュニティプランを発表した。これに基づき、四十九年から、コミュニティセンター条例を制定するとともに、市を七住区（人口二〜三万人）にわけ、各住区へのセンターの整備、市民自らのセンター管理を三つの柱として、コミュニティ行政を推進してきた。

コミュニティセンターの建設プランから市民の主体的参加方式を採用、地域住民による「コミュニティ研究会」を組織し、建設後、この発展的解消による「住民協議会」を設立。協議会は、七十〜百二十人程度の構成で、センターの管理・運営、コミュニティ活動の企画・実施、広報活動などを行っている。

## 2 実施計画と連動したコミュニティカルテづくり

このようなコミュニティ行政の考え方、住民協議会による活動を基盤に、三鷹市では、昭和六十五年までの基本構想・計画の計画期間中、実施計画への市民の意向反映を目的とし、コミュニティカルテづくりを始めた。

カルテ第一回目は昭和五十五〜五十六年に実施され、第二次実施計画へ反映、第二回目は昭和五十八〜五十九年で、第三次実施計画と改定基本計画へ反映された。第三回目は、基本構想の改定時期と重なったため、第一・第二のステップにわけ、第一ステップ（昭和六十二年）をこれまでのカルテと同様に第四次実施計画へ反映させ、第二ステップ（昭和六十二〜六十三年）ではカルテに基づく「まちづくりプラン」の検討を行い、新基本構想・基本計画と新実施計画に反映させた。

## 3 コミュニティカルテの進め方と内容

コミュニティカルテは、市民自らの手で住区の地域生活環境を点検し、現状把握、将来展望などをまとめたものである。住民協議会が中心になって検討組織をつくり、住区の住民に対してのアンケート調査をはじめ集会や実地調査などを行い、結果を議論し、まとめ、市へ要望・提言として提出した。

アンケート項目は各地区共通のものと地区独自のものがあり、地区独自の設問は住民協議会が設定した。集計作業は主に行政で行ったが、その分析と課題設定は住民が検討した。住民が文章化まで行ったところもある。

## 4 住民主体のまちづくりプランをつくらう！

第三回目の第二ステップとして位置づけられた「まちづくりプラン」は、これまでの方法の限界を乗り越えるやり方を模索した結果考え出された。プランを住民主体でつくることに、行政内部では可能性について疑問が多かったが、担当者のねばり強い提案で実行することが決まり、各住区担当者九人という庁内あげてのプロジェクト体制が整った。

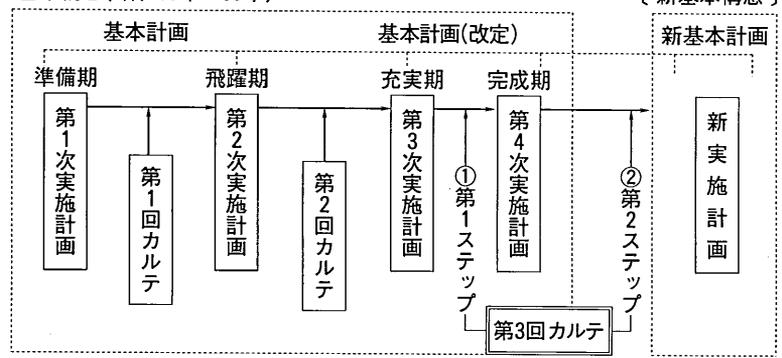
プランは、ハード・ソフト両面を含み、かつ、住民協議会の今後のコミュニティ活動の指針とするものと、行政が精査・分類の後、新基本計画に反映させるものを含むとされ各住区で検討された。各住区が必ずモデル事業を提案することをプランの目玉として、これを住民と市の協働の分野に位置づけることとした。

## 5 プランの内容

まちづくりプランの検討内容や方法は、基本的に住民にまかされているが、市では、作成の手引きとなるよう、カルテやプランの位置づけ、最終報告書構成例、まちづくりメニュー

基本構想(昭和50年〜65年)

[新基本構想]



データ

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 事業概要 | 三鷹市新基本構想・新基本計画策定の一環としてのまちづくりプラン作成 |
| 事業主体 | 三鷹市企画部企画調整室、及び関連各部課               |
| 事業期間 | 昭和62年〜平成元年                        |
| 参加形態 | 住区ごとの「まちづくりプラン作成委員会」による住民主体のプラン検討 |

(まちづくり手法例)を示した。

市が示した最終報告書構成は、①総論、②住区の現況と課題(アンケート結果からみた市民意向、住区内現況図、住区内要素マップ〔現地調査の集約等〕)、③改善案の提案(住民協議会の今後のあり方、コミュニティセンターでの各事業のあり方、地域生活環境の今後のあり方)、④まちづくりモデル事業案、⑤検討経過・委員名簿等、というものである。

実際の検討内容や構成は、モデル事業だけがプラン内容であった住区、モデル事業と住民協議会活動を分けて提案した住区、課題ごとにモデル事業も含むハード・ソフトを含めた総合的な提案を行った住区など様々である。

また、まちづくりプランの目玉であるモデル事業については、住民が出したモデル事業の整備イメージを専門家が「絵」で表現しているのが大きな特徴である。

### 6 一まちづくりプラン作成体制と進め方

まちづくりプランの作成は、住民協議会のメンバーが中心になって委員会を組織して行われた。第二ステップとしては、平均十回程度の委員会を開催しているところが多い。

最も熱心に議論が行われた大沢住区では、地域住民に関わるすべての事柄をプランの対象として考えようと、あらかじめ課題を整理し、また多様な問題領域に対応できるよう、協議会のメンバーだけでなく、各分野で活動している住民や専門家もメンバーに加え、住民三十八名、市職員九名で委員会を組織した。そして、五つの分科会、起草委員会を設置し、

役員会、全体会を含めると、約一年間で延べ九十一回もの会合をかさねた。

また、委員以外の住民の意見も聞くこと、各分科会で、テーマに関係あるサークルや団体などへのヒアリングや懇談会を行ったり、一般市民参加の「湧き水でコーヒーを飲む会」「大沢のアメニティを考えるシンポジウム」などを行った。また、現地調査も、分科会ごとに必要に応じて行った。

その他の住区でも、他都市の視察、アイデアのカード化による議論、合宿による検討会、勉強会(カラーリストを招いて、まちの景観を考える)など、様々な工夫を行っている。

### 7 一まちづくりプランの成果

このように、行政・住民の多くの努力によって作成されたまちづくりプランの課題(提言)は、行政が施策化できるものは実施計画や通常の予算に組み込み、そうでないものは、実現が難しい、他機関へ要請する、引き続き検討などに分類し、各住区に回答を行った。

モデル事業については、河川敷の改善、バス停付近のポケットパーク整備、公園の整備、歩道空間の改善などいくつかが、提案された「絵」の通りに整備されている。

さらに大きな成果は、コミュニティセンターでの障害者の機能回復訓練など、住民協議会自らの活動として提案したものの多くが実行されていることで、地域の課題発見とその解決をコミュニティ自らが行っていく、というコミュニティの活性化に、このプランづくりが大いに役立ったと言える。

図-1 アンケートの分析によるコミュニティカルテ

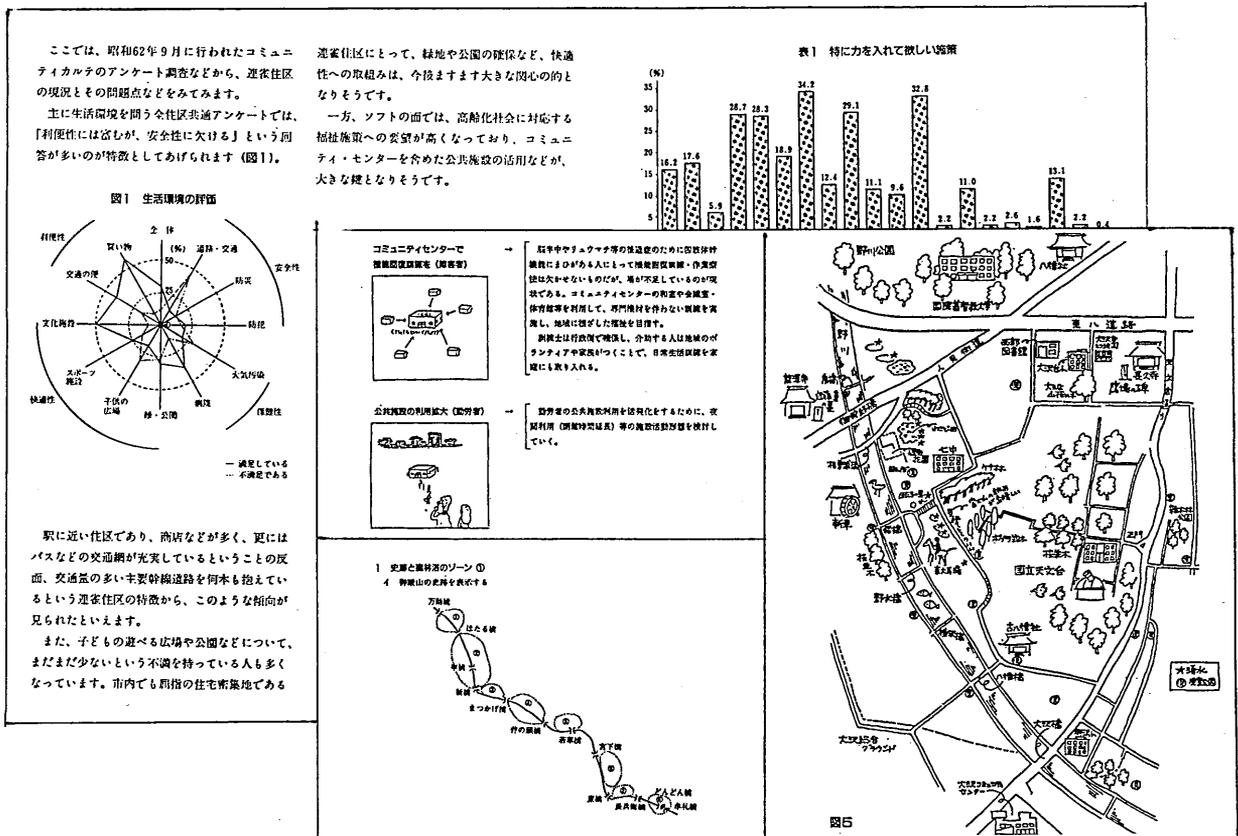


図-2 住区ごとに多様な表現と内容の「まちづくりプラン」